

独立行政法人国民生活センター評価等のための
有識者懇談会
第2回議事録

消費者庁地方協力課

第2回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会
議事次第

日 時：令和元年8月6日（火）13:57～14:39

場 所：合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

国民生活センターの平成30年度の業務実績に対する主務大臣評価案への委員の意見

3. 閉 会

○消費者庁地方協力課太田課長 定刻より少し前でございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第2回「独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会」を開催させていただきます。

前回7月17日に開催いたしました第1回の懇談会におきましては、国民生活センターの方から、平成30年度の業務の実績に関する自己評価につきまして、特徴的な部分を中心に御説明いただきまして、委員の皆様方から御質問や御意見を頂戴したところでございます。

これらを踏まえまして、消費者庁で主務大臣評価案というものを作成いたしまして、先週事務的に委員の皆様にも送付させていただいたところです。本日は、この主務大臣の評価案を中心に委員の皆様方の御意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、お時間については16時までということで御案内しておりますけれども、予定よりも早く議事が終了した場合には、その時点で閉会とさせていただきたいと考えております。

それでは、事務局から本日の配付資料につきまして御説明させていただきます。

○消費者庁地方協力課平島課長補佐 では、配付資料の説明をさせていただきます。本日の議事次第の下段にありますとおり、資料1から資料4まで、4つの資料を用意しております。資料1と2は、平成30年度の実績に対する主務大臣による年度評価を実施した総合評定表と項目別評定表でございます。なお、資料1の総合評定表の方は、自己評価欄がなく、主務大臣による評価のみの表となっております。また、資料3は、前回の第1回懇談会のときに委員の皆様から頂戴した御意見のあった項目で、国民生活センターが自己評価欄を修正した項目がございます。これについては、国民生活センターの方から説明させていただく予定のものです。資料1から資料3は先週メールでお送りしたのですが、本日の議題に対応するものとなっております。なお、資料4は中期目標になりますが、参考資料となります。

○消費者庁地方協力課太田課長 資料の不足などございましたら、事務局宛てお申し付けいただければと思います。

それでは、まず前回の懇談会でいただいた御指摘を踏まえまして、国民生活センターの方で自己評価の理由の部分について修正していただいておりますので、センターの方から簡単に御説明をお願いしたいと思います。三澤部長、よろしくお願いいたします。

○国民生活センター三澤総務部長 それでは、御指摘を踏まえて自己評価を修正しました9項目につきまして、簡単に御紹介させていただきます。

資料3の1ページ目、3ポツ、相談事業の国民への情報提供でございます。9項目全て評定と根拠のところを中心に修正を加えております。こちらの相談事業の国民への情報提供につきましては、指標等の項目名が少し分かりづらかったということがございますので、まず情報提供数が、消費者トラブルメール箱のFAQの件数であること、それから公表件数が、注意喚起情報として発信しました件数であることを追記しております。それに加えて、評定と根拠につきましてB評価とした根拠等を追記させていただいております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。商品テスト事業の関係行政機関等に対する改善要望でございます。こちらは自己評価をAとしている項目でございますが、こちらの評定と根拠のところに明確な理由が書かれていなかったというところもありましたので、赤字の部分でございますが、「これらのことを踏まえ」の後に「国民生活センターの情報が省庁、事業者団体及び事業者において効果的に活用され、改善につながったことから、年度計画を十分に達成しているため、Aと評価する」と明記しております。

続きまして、3つ目、3ページ目の5ポツ、教育研修事業の実務能力向上のための研修でございます。こちらは評価Bのところでございますが、評定と根拠のところに説明を少し書き加えることによって明確化しているところがございます。まず、遠隔研修のところでございますが、委託事業者との契約を単年度から2年間に変更することによって、30年度に作成したコンテンツを翌年度の6月から7月まで配信し、4月に新たに担当となった者にも速やかに受講してもらえるようにいたしました。

それから、受講者に対するアンケート調査が、満足度に関する達成目標を大きく上回る4.8と4.7であったということ。それから、アンケートで得た情報を研修内容の充実に活用することができたということ踏まえまして、Bと評価するというところで、記載を追加しているところがございます。

5ページ目、同じく教育研修事業の消費者教育推進のための研修。こちらは自己評価をAとさせていただいているところがございます。こちらは消費者教育推進のための研修で、中期目標・中期計画・年度計画にあります研修の部分も、前年度の受講者数の実績等を踏まえまして、事業実施の効率性も考慮しまして、実施回数や予定人数を見直して最適化を図ったということ。

もう一つ、中期目標・中期計画・年度計画の内容に加えて、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえまして、教員免許状更新講習という、全く今まで実施してきたことがなかったものにつきまして着手をして、準備を実施したということから、Aと評価するというところで、評定と根拠を追記しているところがございます。

7ページ、同じく教育研修事業の試験業務でございます。こちらは、評定と根拠のところに消費生活相談員資格試験の合格者が減少している理由を追記しております。理由としては、28年度の第1回目試験から3回目となる30年度は減少していますが、合格率を引き上げていた現職相談員等の受験が落ちついたことが影響しているということで、記載をしております。

9ページ、研修事業の調査研究及び海外の消費者行政の情報収集・提供でございます。こちらは科学研究費補助金をいただいているところがございますが、従前から実施しております調査研究に加えまして、中期目標・中期計画に記載のない科学研究費補助金を活用した研究を平成28年度から3年間実施しておりまして、その3年目の成果ということで取りまとめを行い、日本消費者法学会第11回大会シンポジウムにおいて、我が国の消費者法・消費者政策の進むべき方向性を打ち出す報告を行った。こうしたことから評価するという

ことで記載をしているところがございます。

続きまして、10ページ目、ADRのところでございます。こちらは指標等のところの記者公表件数が、四半期ごとに実施しているので4件ですけれども、その4件の中で公表しました事案数が平成30年度は139事案あったということを明記しております。

もう一つ、事業者名を含めた記者公表の件数が、事案数として9事案あったということでございます。さらに、事業者名公表の目的を追記することによって、ADRでは、事業者が手続に合理的な理由なく協力しない場合や、義務履行勧告に応じない場合等に、当該事業者との紛争解決手続について、委員会に申請しても解決を期待することは難しいことを広く国民生活センターに知らせるために実施していることを説明しております。

次が適正な入札・契約の実施のところでございます。こちらは自己評価をCとしているものでございますが、Cとした根拠としまして、「競争性のない随意契約はいずれも真にやむを得ないものであり、契約監視委員会においても指摘は特になかったものの、競争性のある契約件数の割合が達成目標の85%以上とならなかったことから、Cと評価する」と明記しております。

最後、9番目でございます。保有資産の有効活用、稼働率のところでございます。これをB評価とした理由でございます。「宿泊室稼働率については、目標値に対する達成度が88.1%にとどまったものの、研修室稼働率は目標を達成している。また、宿泊室の外部利用は利用促進の結果増加しており、施設利用者の満足度も高い水準を維持している」ということで、明記をしているところでございます。

以上が修正点でございます。

○消費者庁地方協力課太田課長 ありがとうございます。

ただいまの国民生活センターからの御説明に対しまして、委員の皆様から御質問、御指摘などございましたら、お願いいたします。升田委員、よろしく申し上げます。

○升田委員 前回の議論を踏まえると、今回というのは、数字のところでもうちょっと出せるものは出し、数字でなかなか賄えないものは効果的なことで補った。こんなことでしょうか。

○国民生活センター三澤総務部長 はい。

○升田委員 前は簡略な理由しかなかったところもあったのですが、今回随分書き加えられているのですが、9ページの科研費をとって研究するというのは大変なことらしいのですが、その結果は何をおっしゃっているのか。報告だけですか。

○国民生活センター三澤総務部長 現在報告をしているのですが、これが単行本として出版する予定をしております。

○升田委員 それはせざるを得ないのだと思うのですが、それは当然の義務だと思うのですが、それが効果という。つまり、科研費をとったというのが特筆すべきことかどうか。

○国民生活センター松本理事長 科研費をとることが特別のことかと言われると、お金だ

けとって何もしなければ、それは詐欺なわけで、むしろマイナス評価になるのです。

○升田委員 いやいや、そんなことを申し上げているわけではないです。

○国民生活センター松本理事長 そうでなくて、それに基づいてきちんと研究を行って、それを学会において対外的に公表して、全国で共有したということなので。しかも外部資金をとっているということです。何千万か。

○升田委員 何千万ですか。

○国民生活センター松本理事長 3年間で千九百万くらいですかね。ということなので、外部資金をとって、しかも外部の研究者に参加してもらって、そして国民生活センターの成果を出したということで、これは一つのやり方だろうと思うのです。予算の範囲内で職員が何かするというのではないやり方をやったということです。

○升田委員 私も大学にいますと、みんなやっているようなことなので、そんなに大したことではないかと。

○国民生活センター松本理事長 大学と独立行政法人は本来の目的が違いますから、大学と同視されると独法としてはやっていけないということになります。

○升田委員 お伺いしたいのは、お金を持ってきて研究をしたというのが特筆すべきことなのかという質問なのですが、それはそうだということなのですね。

○国民生活センター松本理事長 独法にとってはです。独法もいろいろありますが、研究を主とする独法は大学にやや近いですが、我々は発足当初、五十年前は国民生活研究所だったのです。それがセンターになって、50年の間に研究の分野は少しずつ後退をしてきたわけです。そういう中で、しかし、法律上は調査研究というのが設置目的として書かれているわけで、今回外部資金を使い、外部の研究者の協力を得てそこを行ったということで、一定の評価をしていいのではないかとということなのです。

○升田委員 自己評価としてはですね。

○国民生活センター松本理事長 そうです。

○升田委員 結果として効果があったのだとこの間おっしゃっていましたので、その効果のところ書き加えられているという具合に読むわけですが、報告をされたということで、進むべき方向性を打ち出す方向性と言うと、非常に大胆なという。

○国民生活センター松本理事長 学会報告を読んでもらえば十分分かりますし、学会のシンポジウムの結果が今、最終校正が終わったところで、間もなく出ますから、そういうのを読んでもらうと、どういう議論がなされて、どういう評価が研究グループ以外から出されていたとか、よく分かります。

○升田委員 多分読む機会はないと思うのですが、それはもう既に報告されているということなのですか。

○国民生活センター松本理事長 去年です。

○升田委員 いや、書籍その他に。これはまだあるのですか。

○国民生活センター松本理事長 書籍としては、最終報告書は今年度内に出版予定ですが、

学会報告の予稿を昨年の9月頭に出しています。それに基づいて11月にシンポジウムをやりまして、そのディスカッションの結果が間もなく学会誌に載ります。したがって、そこで議論の詳細が分かります。ただ、報告の中身については、既に予稿でその時点における考え方が出されております。

○升田委員 それは国としてもご覧になって、Aでいいということなのですか。

○消費者庁地方協力課太田課長 そういうことでございます。

○升田委員 読んだのですか。

○消費者庁地方協力課太田課長 報告を受けております。

○升田委員 そのほかのところ、数字を見直したとおっしゃっているのですが、基本的には前回も議論していただいたように、数字自体が達成目標になっていない。なっているところもありますが、なっていないところですが、基本的には基準値というのもあり、前年度の数字もあり、そこから基本的に伸びていない。減っていれば、何か補充していただかないといけないという気がするのですけれども、それは御了解いただいているということなのですか。その辺はどういうお考えのもとにこれを書かれているのか。

○国民生活センター三澤総務部長 基本的には前回御指摘いただいた9項目につきまして追記をしているところがございますが、基準値に対して、今年度の数字が伸びている、伸びていないというのが、必ずしも国民生活センターだけで決められるものではない部分もございまして、そのあたりはある意味減っていても仕方ない部分も御了解いただきたいということです。

○升田委員 私が申し上げたのはそういうことではなくて、国民生活センターだけの原因で伸びていないわけではないというのは、そんなことを言ったら、会社の成績なんて、業績が下がったら、うちだけの責任ではないみたいなことになって、それは余り論理的ではないというのは、この間申し上げたとおりなのですが、伸びていなければ、それなりの理由が必要ではないかということのを再三再四申し上げているのですけれども、そういう観点からこれをお書きいただいたということですか。

○国民生活センター三澤総務部長 そうですね。言及し切れていない部分ももしかしたらあるかもしれませんが、基本的にはそうした観点で、伸びていないところは、例えば先ほどの教育研修事業の試験業務、7ページ目などであれば、やはり試験の合格者が伸びていない理由等を書かせていただいております。

○升田委員 それが第一前提で、そのときの質問で、いろいろお書きになっているのですが、具体的に御指摘の部分もあるわけですね。先ほどのように、学会報告をしたとかですね。そうでなくて、非常に抽象的なことで済ませておられるのですけれども、そうすると、抽象的な自己評価ということを前提に評価されるとき具体的な基準をお持ちなのでしょうか。

つまり、数字が落ちているところがあるわけですね。それはうちだけの責任ではないとおっしゃるわけですね。それで終わりだったら、多分この会は要らないのですね。

○国民生活センター三澤総務部長 はい。ただ、やはり。

○升田委員 ちょっと待ってください。要らないのだと思うのですよ。そうすると、それに対して、いやいや、業績もあり、努力もしていると。努力だけではだめなのですが、努力をしているというお話があって、今回そこを書き加えていただいたという御説明なのですけれども、その説明を見ると、報告もしましたとか、これから書籍も出しますということであれば、広く参考になるということがあるのかもしれませんが、そうでなくて、非常に抽象的な文言をお書きになっているところもあるのです。例えば5ページなどは具体的なことをお書きになっているわけではないのですね。

こういう場合については、数字だけではなくて、こういう記載も考慮してやっておられるというのであれば、記載化されているところのウエートが高いのですよという御説明だとすると、記載されている内容を判断、自己評価されるとき自己評価でも基準があると思うのです。なければ、それではまるっきり無意味だと思うのですが、あるとすれば、どういう基準なのかというのが質問なのです。

○国民生活センター三澤総務部長 どうしても昨年度というか、従前の比較ということが中心になってくるころだと思います。それに対して、工夫するべき点をどれだけ工夫したかというところで、今の消費者教育推進のための研修であれば、一番上の方の行に書かせていただいておりますように、前年度の受講者数の実績等を勘案しまして、事業実施の効率性といったことも考慮しまして、実施回数や予定人員の見直しを年度当初に行いまして、あとは講師の選定等についても、見えない部分でありますけれども、検討して実施しておりますので、そのあたりが工夫している点というか、前年度と比べて伸びてはいないかもしれませんが、基本的に中期目標・年度計画を達成しているかどうかということの判断にはしているところでございます。

○升田委員 とすると、こう書いてあるとおり、見直しをされたというのは、もっと正確に言えば減らしたということなのですね。この案件では。

○国民生活センター三澤総務部長 そうですね。ここのところは。

○升田委員 だけでも、それは減らしたのが、評価。つまり、今まで100を目指して頑張っていて、90だったけれども、なかなか伸びないと。よし、来年からは80にしようと言って、85ぐらいとったら、それは達成したという理屈にはならないのではないですか。

○国民生活センター丸山理事 済みません。よろしいですか。升田委員の方から5ページの教育研修のところについて話がありましたけれども、まず前提として基準値と比較してどうだからということについては評価の前提にはなっていないということは、我々としては思っています。ただ、それはさておき、しかしながら、そここのところの28年度とのあれで言うとどういうふうになっているかということについて申し上げますと。

○升田委員 よろしいですか。前回の前提を今、覆そうとしておられるので、あえて申し上げますと、基準値が前提と言ったことは1回もないのですよ。それは考慮事情でしょということの前回終わっているのですよ。それを今、前提という論点のすりかえをしておら

れるというのは極めて問題だと思うのです。違和感があります。

○国民生活センター丸山理事 済みません。よろしいですか。その上でどういう形でBという形で。

○升田委員 それから、もう一つ。司会をしているのは私でなくて、こちらの事務当局ですから、私に向かって言わないでいただきたい。

○国民生活センター丸山理事 分かりました。

よろしいですか。

○消費者庁地方協力課太田課長 丸山理事、どうぞ。

○国民生活センター丸山理事 まず、消費者教育についての集合研修について、18回、13回という形で、28年のところと比較するということですが、全体として消費者教育については圧縮しています。その分相談員の研修ということで、28、30と比較すると、70から77という形で、まずウエートの置き方を研修のところの全体として勘案してこういう形にしたということがございます。

教育の部分の研修についてですが、実態といたしまして、28年度の研修については、1回当たりの平均の参加数が33.9人ということだったのを、今回30年度ということで、42.2人という形で、1回当たりの講座についての出席者という形で、効率化を図ったということがございます。

その上で、全体として教育研修については、特段の質の低下、行っていないのではないかと、我々としてはBということで考えているということですが。

なお、教育研修、消費者教育のところにつきましては、以前の28年度については、講師の養成講座ということで、相談員さん等のいわゆる教育の担い手についてということで、こちらの講師については重点を置いておりましたが、30年度については、教員向け講習ということを比較的重視して行ったということがございます。

○升田委員 よろしいですか。

○消費者庁地方協力課太田課長 升田委員、どうぞ。

○升田委員 私の申し上げている疑問点について全くお答えいただけていないのが残念です。私はこれだけを申し上げているわけではなくて、ほかの件も同じようなところがあるので、時間もありませんので、これ以上議論しても無駄だと思いますが、指摘は指摘としてしておきたいと思います。

○消費者庁地方協力課太田課長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

続きまして、主務大臣評価案の方でございます。ただいまセンターの自己評価について御説明をさせていただきましたが、自己評価とは異なる評価をした項目につきまして、事務局のほうから御説明させていただきます。

○消費者庁地方協力課平島課長補佐 主務大臣評価案は、国民生活センターの自己評価、前回の懇談会における委員の皆様の御意見を踏まえ、総合的に判断した案となります。そ

のうちセンターの自己評価と違う主務大臣評価をした項目について御説明させていただきます。

国民生活センターの自己評価と違う主務大臣評価案をした項目ですが、今、まさに御議論していただいたところですのでけれども、消費者教育推進のための研修、資料2の77ページになります。項目番号は15です。国民生活センターの自己評価はA評価ですが、主務大臣評価案はB評価とさせていただきます。評定理由を述べますと、「研修の最適化の結果、消費者教育のための研修の指標等は全体的に減っている。アンケートで受講効果を図るための質問を設けるなど工夫を行っている点は評価できる。また、複数の大学等と協力し、次年度に向けて教員を対象とした消費者教育講座を実施するために具体的な準備を行い、周知するなど、計画にない新たな取組を行っている点も評価できる」となります。

以上になります。

○消費者庁地方協力課太田課長 では、議題に移らせていただきます。本日の議題であります主務大臣の評価を示した資料2の項目別評定表につきまして、委員の皆様から御意見を頂戴しまして、最後に資料1の総合評価表について御意見を頂戴できればと考えております。

それでは、資料2の項目別評定表の主務大臣評価案につきまして、委員の皆様から御意見等を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。瀧澤委員、お願いいたします。

○瀧澤委員 今回のページのところの話でよろしいですね。

○消費者庁地方協力課太田課長 はい。

○瀧澤委員 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」という政府の取組に倣う形で当初の予定にない教員免許更新講習を計画されているということで、実際にそれが実施されて効果が上がったということではないでしょうか、そこだけをもってAにするのは、いささか苦しいところではないかなと思いますので、私もBでいいのではないかなと思います。

○消費者庁地方協力課太田課長 そのほかはいかがでしょう。丸山理事、どうぞ。

○国民生活センター丸山理事 今、瀧澤委員の方から御指摘がありましたけれども、実際に教員免許更新の講習につきましては、今年度においてはもう既に実施をしているところがございます。7月におかれましては大阪教育大学のところで7月30日に実施済みです。7月31日に玉川大のところで実施済みということで、8月に入って神戸学院、桃山学院大という形で、4校既に終わっております。8月5日の桃山学院大につきましては、理事長の方にも御出講いただきました。確かにこちらの方につきまして実際に実施を行ったのは今年度ということなのですが、我々が当初こちらをA評価ということでお願いさせていただいたかといいますと、こちらにつきましては、前年度における準備というのが作業量として非常に多かったということがございます。今年度5カ所という形で実施を行う予定ですが、こちらの方につきましては、今まで我々の研修につきましては、相模原を中心とした、場所については自前のところ、それから講師ということで個別にお願いをして

やったというところについて、新たに大学ということについて新規に提携先を開拓させていただいたということで、そちらの方でかなり準備の作業があったということ。

それから、実際に免許更新という形で一定のオーソライズをするということですので、大学当局ときちっと綿密に事務的な形で調整を行った上で、正規のそういった方針という形で認定されるような形で事務的なところまで詰めていかなければいけなかったということで、職員の方については事務的な作業の負担が昨年度については多かったということで、Aをということをお願いをしたということでございます。

以上、補足の説明です。

○消費者庁地方協力課太田課長 瀧澤委員、お願いいたします。

○瀧澤委員 済みません。現場の状況を拝見しているわけではないので、どちらがいいかというのはなかなか難しいところかと思いますが、こういうケースで言いますと、実際にやってみて、その効果が上がった時点でというのが、ほかの省庁さんのいろんなプロジェクトを見ていると通常かなと思いますけれども、ちょっと判断しかねるところではありません。済みません。

○消費者庁地方協力課太田課長 それでは、升田委員、お願いします。

○升田委員 私は、言うべきこと、気がついたことは申し上げましたので、あとは裁量の範囲内で御判断いただければということですので。

○消費者庁地方協力課太田課長 長岡委員、お願いいたします。

○長岡委員 今、そちらの方から御説明を聞いて、確かに評価すべきというふうに思うのですが、その説明を全部こちらに記載していただくと、確かにAでもいいかなと思うのですが、そういった説明が全てないと、ここの指標からだけだと、そこまではプラスの評価に入れていいのかなという気はするので、現段階でこの年度の評価としてはBが妥当なのかなという気がします。

○消費者庁地方協力課太田課長 そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

委員の皆様から御指摘がございましたように、私どもといたしましても、これまで御準備に大変な努力をされたということについては高く評価しているということでございますが、具体的な成果が出てきた段階で評価していくというのが政策評価の基本だと思いますので、そういった観点から若干修正をさせていただいたところです。

もしないようでしたら、資料2の項目別評価表に関する主務大臣の評価案につきましては、委員の皆様の御承認を得られたということですのでよろしいでしょうか。

○消費者庁地方協力課太田課長 ありがとうございます。

そうしましたら、次に資料1の総合評定表の方でございます。ただいまの項目別評定表の評価をもとに、年度評価を標準でございますB評定ということに全体としてさせていただいたということでございます。

理由の方は、資料1の裏面の2段目「評定に至った理由」というところがございます。読み上げさせていただきますと、「項目別評定の分布において、下記『2. 法人全体に対

する評価』における結果」。これは下の2ポツのところにございますように、37項目中2項目がA評定、34項目がB評定、1項目がC評定、D評定がなしということでございますけれども、こういった結果を踏まえますと、97%以上がB以上の評定だったということでございます。5%がA評定、92%がB評定、3%がC評定ということでございます。こういったことを踏まえまして、国民生活センターについては、全体としては、中期目標の達成に向けて年度計画を着実に実行しているということが評価できるということでございまして、全体としてB評定とさせていただいたというところでございます。

全体としてB評定ということにつきまして、委員の皆様から御意見などございましたら、よろしくお願いたします。升田委員、どうぞ。

○升田委員 ほぼ前年と同じだと思いますので、これで異存はありません。

○消費者庁地方協力課太田課長 ありがとうございます。

ほかの委員もよろしいでしょうか。

○消費者庁地方協力課太田課長 ありがとうございます。

では、資料1の総合評定に関する主務大臣評定案につきましては、委員の皆様の御了解が得られたということで、B評定ということにさせていただきたいと思ひます。

委員の皆様から御承認をいただきました主務大臣評定案につきまして、大臣の決裁をいただいた上で、年度評価及び期間実績評価を8月30日までに公表の上、総務省の方に提出をさせていただきたいと思ひます。

以上で本日予定された議題は終了ということでございしますが、最後に全体として何か御意見などございましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。瀧澤委員、お願いたします。

○瀧澤委員 全体のことではないのですが、資料3の9ページの科研費の結果が具体的にどういうものだったのかということにちょっと興味を持ちまして、ぜひ読んでみたいのですけれども、どういうところから読めばよろしいでしょうか。

○国民生活センター松本理事長 学会報告としてのシンポジウムを3年間のうちに2つの全国学会でやっているのですが、1つは2年目の中間報告ということで、比較法学会というところでやっています。これは「比較法研究」という学会誌[参考1]でシンポジウムの報告とディスカッションの部分が載っています。これが中間報告です。そして、最終報告、3年目の部分は、「現代消費者法」という季刊の雑誌の1年ほど前の号[参考2]に学会報告の予稿が載りまして、シンポジウムのディスカッション部分は間もなく出ます「消費者法」という学会誌[参考3]に載ります。

○升田委員 普通は手に入らないです。

○国民生活センター松本理事長 一応有料で入手できます。ただ、無料で見られるものとしては、3年間の研究の1年目の終了段階での報告が国民生活センターのホームページに載っております。[参考4]

○瀧澤委員 それからまた単行本を出されるということですね。

○国民生活センター松本理事長 来年の3月までに単行本の形で出そうということで、出版社のオーケーもとっていますが、あとは原稿がきちんと集まるかどうかです。

○瀧澤委員 では、そちらをむしろ期待して待っていますので、よろしくお願いします。

○消費者庁地方協力課太田課長 そのほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。升田委員、どうぞ。

○升田委員 別に議論を吹っかけるわけではないのですが、何年間か同じ議論をしているような気がするのですよ。課長は今年が初めてですけども、お互いに同じようなことを言っているのですが、数字が参考資料になることは間違いないわけで、これを抜きには語れないわけですよ。努力だけではだめだと思うのですが、成果なり特筆すべきアピールできるポイントを書いていただかないと。我々は書いていただくものしか判断材料がないわけですから、それは毎年のようにお願いしたいのです。

別に文章を作れというわけではないですけども、お書きになる以上は、説得力がなければ、毎年同じことを、来年やっているかどうか全然分かりませんが、同じことを申し上げざるを得ないわけで、ぜひその工夫をお願い。お願いするべき筋合いではないかもしれませんが、という気がするのです。

○消費者庁地方協力課太田課長 数字を把握することがなかなか難しい場合もあるとは思いますが、御指摘を踏まえて、関連する指標を集めていただくでありますとか、あるいは数字が難しい場合には文章でもう少し詳しく補足していただくとか、そういった形で委員の皆様へ評価していただくための材料をぜひ次回に向けて御検討いただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして第2回の有識者懇談会を閉会とさせていただきます。御審議いただき、誠にありがとうございました。

[参考1] 「比較法研究」(79号)

[参考2] 「現代消費者法」(40号)

[参考3] 「消費者法」(11号)

[参考4] 掲載URL http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170330_4.html